主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人本人の上告趣意は結局寛大な裁判に与りたいということに帰し弁護人小幡 勇二郎の上告趣意第一点は単なる訴訟法違反、同第二点は量刑不当の主張であつて いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(判決書に契印がないということだ けでは判決を破棄すべき法令違反に当らないことについて昭和二五年(あ)第一九 七号同年六月一五日第一小法廷判決参照)また記録を調べても同四一一条を適用す べきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二九年一〇月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	*	∤√	基 大	郎